（利子補給金の支給に関する事項）

第十二条　平成二十八年熊本地震による災害に関する事案に関する危機対応円滑化業務のうち、利子補給金の支給は、指定金融機関が次項以下に定めるところにより行う危機対応業務について、実施するものとする。

2　利子補給金の支給の対象は、平成三十一年三月三十一日までに行われる特定資金の貸付けであって、次に掲げるものとする。

一　第九条第一号に掲げる者のうち、平成二十八年熊本地震による災害により事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた旨の証明を市町村長その他相当な機関から受けたものを対象とする特定資金の貸付け（前条第四項の規定の適用を受けた特定資金の貸付けのうち、指定金融機関が既に行った損害担保取引に係るものに係る債権の弁済に充てる部分を除く。）

二　第九条第一号に掲げる者のうち、平成二十八年熊本地震による災害により事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた事業者の事業活動に相当程度依存している者（売上額等が相当程度減少している者に限る。）であって、当該事実に係る証明を経済産業局長その他相当な機関から受けたものを対象とする特定資金の貸付け（前条第四項の規定の適用を受けた特定資金の貸付けのうち、指定金融機関が既に行った損害担保取引に係るものに係る債権の弁済に充てる部分を除く。）

三　第九条第二号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け

四　第九条第四号に掲げる者のうち、中堅企業であって、平成二十八年熊本地震による災害により事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた旨の証明を市町村長その他相当な機関から受けたものを対象とする特定資金の貸付け

3　前項の利子補給率は、次に掲げるとおりとする。

一　前項第一号に規定する者を対象とする場合は、三億円を限度に年〇・五パーセントとする（令第四条第二号ヌに掲げる者であって、資本金十億円以上の法人（法別表第一第十四号の中欄に掲げる者を除く。）又は資本金十億円未満の法人（同欄に掲げる者を除く。）を対象とする場合以外の場合にあっては、指定金融機関で合計して、一貸付先当たり一億円を限度に、特定資金の貸付けの日から当初三年間年〇・九パーセントとする。）。

二　前項第二号に規定する者を対象とする場合は、三億円を限度に年〇・三パーセントとする（令第四条第二号ヌに掲げる者であって、資本金十億円以上の法人（法別表第一第十四号の中欄に掲げる者を除く。）又は資本金十億円未満の法人（同欄に掲げる者を除く。）を対象とする場合以外の場合にあっては、指定金融機関で合計して、一貸付先当たり三千万円を限度に、特定資金の貸付けの日から当初三年間年〇・五パーセントとする。）。

三　前項第三号に規定する者（最近三か月の売上高、売上高総利益率又は売上高営業利益率が前三年のいずれかの年の同期に比し五パーセント以上減少している者及び最近一か月の売上高、売上高総利益率又は売上高営業利益率が前三年のいずれかの年の同月に比して二十パーセント以上減少しており、かつ、その後二か月を含む三か月の売上高、売上高総利益率又は売上高営業利益率が前三年のいずれかの年の同期に比して二十パーセント以上減少することが見込まれる者に限る。）を対象とする場合は、年〇・三パーセントとする。

四　前項第四号に規定する者を対象とする場合は、指定金融機関で合計して、一貸付先当たり二十億円を限度に特定資金の貸付けの日から当初三年間年〇・五パーセントとする。

（特定資金の貸付け等の限度額等）

第十三条　平成二十八年熊本地震による災害に関する事案に関する危機対応業務のうち、第九条第四号及び第五号に掲げる者に対する特定資金の貸付け等については、危機対応円滑化業務実施方針に定める限度額を適用しないものとする。

第四章　災害に係る事案

（危機対応業務の対象となる者）

第十四条　第一条第三号の事案（以下「災害に係る事案」という。）に関する危機対応業務の対象となる者は、同号に係る災害により被害を受けた者（福岡県朝倉市及び朝倉郡東峰村の区域内に事業所を有する者に限る。以下この章において同じ。）とする。

（ツーステップ・ローンに関する事項）

第十五条　災害に係る事案に関する危機対応円滑化業務のうち、ツーステップ・ローンについては、前条に規定する者を対象として指定金融機関が行う危機対応業務について、実施するものとする。

（損害担保取引に関する事項）

第十六条　災害に係る事案に関する危機対応円滑化業務のうち、損害担保取引については、第十四条に規定する者を対象として指定金融機関が行う危機対応業務について、実施するものとし、特定資金の貸付け等の限度額は、他の指定金融機関から調達する資金を合計して、既存貸付残高にかかわらず、一億五千万円（組合については、四億五千万円）とし、同時期に公庫が実施する災害復旧貸付と同条件の貸付けに限るものとする。

（利子補給金の支給に関する事項）

第十七条　災害に係る事案に関する危機対応円滑化業務のうち、利子補給金の支給は、指定金融機関が次項以下に定めるところにより行う危機対応業務について、実施するものとする。

2　利子補給金の支給の対象は、平成三十一年二月九日までに行われる特定資金の貸付けであって、第十四条に規定する者のうち、平成二十九年六月七日から七月二十七日までの間の豪雨及び暴風雨による災害により被害を受けた福岡県朝倉市及び朝倉郡東峰村の区域内に事業所を有する中小企業者等であって、事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた旨の証明を市村長その他相当な機関から受けたものを対象とする特定資金の貸付けとする。

3　前項の利子補給率は、指定金融機関で合計して、一貸付先当たり一千万円（組合については、三千万円）を限度に、特定資金の貸付けの日から当初三年間年〇・九パーセントとする（令第四条第二号ヌに掲げる者であって、資本金十億円以上の法人（法別表第一第十四号の中欄に掲げる者を除く。）又は資本金十億円未満の法人（同欄に掲げる者を除く。）を対象とする場合を除く。）。

4　前項の利子補給率については、平成二十九年六月七日以降の特定資金の貸付け（同時期に公庫が実施した災害復旧貸付と同条件の貸付けに限る。）の日に遡って適用することができるものとする。

（特定資金の貸付け等の限度額）

第十八条　災害に係る事案に関する危機対応業務のうち、第十四条に規定する者に対するツーステップ・ローンを原資とする特定資金の貸付け等（社会資本整備に係るものその他主務大臣が定めたものに限る。）については、危機対応円滑化業務実施方針に定める限度額を適用しないものとする。

第五章　雑則

（実施状況に関する報告）

第十九条　指定金融機関は、毎月の危機対応業務の実施状況について、次に掲げる事項を、遅滞なく、公庫を通じて主務大臣に報告するものとする。

一　第三条第一号又は第二号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項

イ　ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項

ロ　損害担保取引の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項

ハ　第五条第八項に規定する劣後特約付金銭消費貸借による貸付けの総額、件数その他の事項

ニ　利子補給の対象となった貸付けの総額、件数その他の事項

二　第三条第三号又は第四号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項

イ　ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項

ロ　損害担保取引の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項

ハ　利子補給の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項

三　第三条第五号又は第六号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項

イ　ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項

ロ　イのうち、社債の取得及び社債の償還に必要な資金の貸付けの総額、件数その他の事項

ハ　コミットメント・ライン契約の総額、件数その他の事項